

庭調停係に出頭解決方嘆願スルトモ口アリ全課員ニ於テ
 之種々斡旋シタルカ会社側ハ依然自慢ヲ固執セルカノ
 交渉進捗セズ夫レヨリ年承同ハ会社重役定テ訪留陳情
 等ヲ續テ来リシヲ遂ニ若月廿三日、如キハ年承同約四〇名
 ニテ練所正丸ノ内八重洲ビル内山武商會ニ山武社長ヲ訪
 留シ不穩ノ言動ヲ柔ニ所轄形警戒愈ニヨリ解散ヲ命セリ
 ルト共ニ六名、換束者ヲ見タルノ事實モ了リシカ若月二十日
 調停係員、斡旋ニヨリ若漢代表全課ニ出張折衝、結果
 遂ニ左ノ覺書ヲ交換内滿解決セリ

費書

一 従業員側

一 工場守領全員解雇ニ承認スルニト会社ハ解雇員三十六名ニ付

(1) 解雇手前トシテ一人事ノ日給、百五十日分ヲ支給スルニト
 (2) 会社ハ休業中ノ手前トシテ日給七分ノ支給スルニト但シ休業
 日數ハ四十一日間

(3) 会社ハ年承中ニ於ケル家賃見舞注トシテ金七百圓ヲ支給スル
 二ト

(4) 会社ハ將來事業ヲ完結スルトキハ今回解雇セラレタル従業員
 員ヲ優先的ニ採用スルニト但シ入社ニ就テハ人選ハ会社ニ
 一任スルニト 以上

換束者氏名

麻下蒲田町新花三九三 元務工 鈴木清七
 麻下大森町矢崎八八〇 山口三良方 元務工 山口末十四
 麻下入新井町新井花一二五 元務工 矢嶋三十九
 吉郎年七
 吉年十四
 吉年十六